

# 大分県報

平成二十八年  
号外（五六）  
四月一日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県農業協同組合法施行細則の一部改正……………一  
大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………一九

### 〇規則

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第六十七号

#### 大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県農業協同組合法施行細則（昭和五十四年大分県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「承認等の申請書」を「承認の申請等」に改め、同条中「廃止の下に「承認の」を加える。

第一条の三中「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改める。

第一条の四中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改める。

第二条の見出し中「承認等の申請」を「承認の申請等」に改め、同条中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改める。

第三条の見出し中「承認等の申請」を「承認の申請等」に改め、同条中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に、「同項の廃止の承認の申請は、農業協同組合信託規程廃止承認申請書」を「同条第四項の規定による届出は、農業協同組合信託規程変更（廃止）届」に改める。

第八条の見出し中「承認等の申請」を「承認の申請等」に改め、同条中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に、「同項の廃止の承認の申請は、農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書」を「同条第四項の規定による届出は、農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届」に改める。

第八条の二中「第三十四条の二第二項第十三号」を「第三十四条の二第二項第十四号」に、「第六十五条の四第一項第十三号」を「第六十五条の四第一項第十四号」に改める。

第九条の見出し中「承認等の申請」を「承認の申請等」に改め、同条中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に、「同項の廃止の承認の申請は、農業協同組合（連合会）農業経営規程廃止承認申請書」を「同条第四項の規定による届出は、農業協同組合（連合会）農業経営規程変更（廃止）届」に改める。

第十条の見出しを「（基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請）」に改め、同条中「第十一条の四十六第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に、「基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請書」を「基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請書」に改める。

第十二条中「農業共同組合（連合会）定款変更認可申請書」を「農業協同組合（連合会）定款変更認可申請書」に改め、「同条第四項の」の下に「規定による」を加える。

第十五条中「第六十四条第四項及び第六項第三号」を「第六十四条第四項、第五項若しくは第七項第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 法第六十四条の二第二項の届出は、事業を廃止していない旨の届（第二十二号様式の二）により行わなければならない。

第十五条の三 法第六十四条の三第三項の規定による届出は、農業協同組合（連合会）継続届（第二十二号様式の三）により行わなければならない。

第十七条中「農業協同組合連合会権利義務承継認可申請書」を「農業協同組合連合会権利義務包括承継認可申請書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新設分割の認可の申請）  
第十七条の二 法第七十条の三第三項の認可の申請は、農業協同組合（連合会）新設分割認可申請書（第二十四号様式の二）により行わなければならない。

第十八条中「をした登記簿の謄本」を「に係る登記事項証明書」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改める。

第二十条第一号中「法第四十八条の二第二項の規定による總會」を「第四十八条の二第二

項(法第五十四條の四第四項、第五十四條の五第三項、第六十四條の三第二項、第七十條の三第五項、第七十三條の三第六項、第八十條及び第八十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による総会」に、「法第四十八條の二第二項の規定による総代会」を「第四十八條の二第二項の規定による総代会」に改める。

第二十八條を次のように改める。

(農事組合法人の一時理事の選任の請求)

**第二十八條** 法第七十二條の二十二の請求は、農事組合法人一時理事選任請求書(第三十四号様式)により行わなければならない。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(農事組合法人の監事の報告)

**第二十八條の二** 法第七十二條の二十四第三号の規定による報告は、農事組合法人監事報告書(第三十五号様式)により行わなければならない。

第二十九條中「第七十二條の十三第二項」を「第七十二條の二十九第二項」に改める。

第三十條中「第七十二條の十六第四項」を「第七十二條の三十二第四項」に改める。

第三十一條中「第七十二條の十七第二項」を「第七十二條の三十四第二項」に改める。

第三十二條中「第七十二條の十八第三項」を「第七十二條の三十五第三項」に改める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

**第三十三條及び第三十四條 削除**

第三十五條中「第七十二條の十八の十」を「第七十二條の四十四」に改め、「法第八十條の」を削る。

第三十五條の二を次のように改める。

(農事組合法人の事業を廃止していない旨の届出)

**第三十五條の二** 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の二第一項の規定による届出は、農事組合法人の事業を廃止していない旨の届(第四十二号様式の二)により行わなければならない。

第三十六條を次のように改める。

(農事組合法人の継続の届出)

**第三十六條** 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の三第三項の規定による届出は、農事組合法人継続届(第四十二号様式の三)により行わなければならない。

第三十六條の次に次の二條を加える。

(株式会社への組織変更の届出)

**第三十六條の二** 法第七十三條の十の規定による届出は、株式会社への組織変更届(第四十

二号様式の四)により行わなければならない。

(一般社団法人への組織変更の届出)

**第三十六條の三** 法第八十條において準用する法第七十三條の十の規定による届出は、一般社団法人への組織変更届(第四十二号様式の五)により行わなければならない。

第三十七條中「及び中央会」を削る。

第三十八條中「農事組合法人及び中央会」を「及び農事組合法人」に改め、同条第二号中「第二百三十一條第一項第二十号」を「第二百三十一條第一項第二十二号」に改める。

第四十條の見出し中「議決等」を「決議等」に改め、同条中「議決等取消請求書」を「決議等取消請求書」に改める。

第一号様式の五中「第11條の4第1項ただし書」を「第11條の8第1項ただし書」に改める。

第一号様式の六中「第11條の5ただし書」を「第11條の9ただし書」に改める。

第一号様式の七中「第11條の7第1項」を「第11條の17第1項」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「第11條の7第3項」を「第11條の17第3項」に改める。

第三号様式の二中「第11條の7第4項」を「第11條の17第4項」に改める。

第四号様式中「第11條の23第1項」を「第11條の42第1項」に改める。

第五号様式中「第11條の23第3項」を「第11條の42第3項」に改める。

「3 総会(総代会)の議事録の謄本(抄本)」

(理事会の権限に属する事項にあっては、理事会の議事録の謄本(抄本))」を

「3 総会(総代会)の議事録の謄本(抄本)」に改める。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式 (第3条関係)

農業協同組合信託規程変更 (廃止) 届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
名 称  
代表者の職  
及び氏名

印

信託規程を変更 (廃止) したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会 (総代会) の議事録の謄本 (抄本)
- 3 変更の場合は、信託規程新旧対照表
- 4 廃止の場合は、残務処理の方法を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

第十一号様式中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改める。  
第十二号様式中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に改める。  
第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第8条関係）

農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
名 称  
代表者の職  
及び氏名

印

宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の48  
第4項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）の議事録の謄本（抄本）
- 3 変更の場合は、宅地等供給事業実施規程新旧対照表
- 4 廃止の場合は、残務処理の方法を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

第十三号様式(二)中「第34条の2第2項第13号」や「第34条の2第2項第14号」及び「第65条の4第1項第13号」や「第65条の4第1項第14号」に改める。  
第十号様式(二)中「第11条の32第1項」や「第11条の51第1項」及び「農地保有合理化法人として事業を実施する場合は、その認可書の写し等」や「農地利用集積円滑化団体として事業を実施する場合は、農地利用集積円滑化事業規程についての市町村の承認書の写し等」に改める。

第十五号様式(二)中「第11条の32第3項」や「第11条の51第3項」に改める。  
第十六号様式を次のように改める。

第16号様式（第9条関係）

農業協同組合（連合会） 農業経営規程変更（廃止）届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
名 称  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

農業経営規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）の議事録の謄本（抄本）
- 3 変更の場合は、農業経営規程変更新旧対照表
- 4 廃止の場合は、残務処理の方法を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

第十号様式第三号「基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認申請書」や「基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請書」及び「基準株式数等を超えて株式等を所有することについて、」や「基準議決権数を超えて議決権を取得し、又は保有することについて、」及び「第11条の46第2項ただし書」や「第11条の65第2項ただし書」及び「の株式等」や「の議決権」及び「その基準株式数等」や「その基準議決権数」及び「又は所有」や「又は保有」に定める。

第十号様式第三号

「(1) 財産目録

(2) 貸借対照表

(3) 法第49条第2項又は第3項に規定する手続を完了したことを証する書類 及び

(4) 法第50条第1項に規定する異議を述べなかつたことを証する書類又は同

条第2項に規定する手続を完了したことを証する書類

「(1) 貸借対照表

(2) 法第49条第2項又は第3項に規定する手続を完了したことを証する書類 及び

(3) 法第50条第1項に規定する異議を述べなかつたことを証する書類又は同

条第2項に規定する手続を完了したことを証する書類

「7 法第46条の2の規定により定款を変更しようとする場合は、会員である

各農業協同組合（連合会）の総会（総代会）の議事録の謄本（抄本）並び

に投票録及び開票録の謄本（抄本）

8 法第10条第2項に規定する農業経営受託事業を行おうとする場合は、農

業経営受託規程

9 その他参考となるべき事項を記載した書類

「7 法第10条第2項に規定する農業経営受託事業を行おうとする場合は、農

業経営受託規程

8 その他参考となるべき事項を記載した書類

第十号様式第三号「第49条第1項」及び「第49条第2項第2号」及び「財産目録及び貸

借対照表」及び「計算書類」に定める。

第十号様式第三号「第49条第1項」及び「第49条第2項第2号」及び「財産目録及び貸借

対照表」や「計算書類」及び「関する法」及び「関する農業協同組合及び農業協同組合連合会

の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）」及び「株式等」及び「議

決権」及び「基準株式数等を超えて所有する」及び「基準議決権数を超えて取得し、又は保有

する」に定める。

第十九号様式の六中「中統せ」を「中統」に改める。  
第二十一号様式中「議決」を「決議」及び「無かった」や「なかつた」に改める。  
第二十二号様式を次のように改める。

第22号様式（第15条関係）

農業協同組合（連合会）解散届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

農業協同組合（連合会）は、 年 月 日に解散したので、農業協同組合法第64条第4項、第5項又は第8項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 解散に至るまでの経過の概要を記載した書類
- 3 清算人名簿
- 4 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）
- 5 農業協同組合（連合会）が、法第64条第1項第1号の規定により解散した場合は、総会（総代会）の議事録の謄本及び解散の登記事項証明書
- 6 農業協同組合が、法第64条第5項の規定により解散した場合は、法第12条第1項の規定による組合員が15人未満となつたことを証する書類
- 7 農業協同組合連合会が、法第64条第5項の規定により解散した場合は、法第12条第2項第1号の規定による会員が欠けたことを証する書類
- 8 農業協同組合連合会が、法第64条第7項第3号の規定により解散した場合は、その理由を記載した書類
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二十二号様式の次に次の二様式を加える。

第22号様式の2（第15条の2関係）

事業を廃止していない旨の届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

年 月 日付け 第 号で通知のありました休眠組合の届出に關する公告については、当組合は事業を廃止していないので、その旨届け出ます。

第二十三号様式を次のように改める。

第22号様式の3（第15条の3関係）

農業協同組合（連合会）継続届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

総会（総代会）において、農業協同組合（連合会）を継続する旨の決議をしたので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 総会（総代会）の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書



第23号様式（その1）（第16条関係）

農業協同組合（連合会）合併認可申請書  
（吸収合併用）

年 月 日

大分県知事 殿

（合併後存続する組合）

所在地  
名称  
申請者  
代表者の職  
及び氏名

印

（合併により解散する組合）

所在地  
名称  
申請者  
代表者の職  
及び氏名

印

農業協同組合（連合会）と 農業協同組合（連合会）とを合併  
したいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容を含むものに限る。）、組合員数（連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総

額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

- 9 合併経過を記載した書面
- 10 法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書類

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則）

## 第23号様式（その2）（第16条関係）

農業協同組合（連合会）合併認可申請書  
 （吸収合併用（法第65条の2に定める合併手続を行う場合））

年 月 日

大分県知事 殿

（合併後存続する組合）

所在地 名称  
 申請者 代表者の職  
 及び氏名

印

（合併により解散する組合）

所在地 名称  
 申請者 代表者の職  
 及び氏名

印

農業協同組合（連合会）と 農業協同組合（連合会）とを合併  
 したいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により申請します。

添付書類  
 1 理由書

- 2 合併によって消滅する出資組合が合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併後存続する出資組合が合併の方針を決議した理事会（経営管理委員会設置組合にあつては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- 4 合併契約書及び覚書の謄本
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）
- 6 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を決議した場合に、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 8 法第48条の2第2項の規定に基づき総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

- 9 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類

- 10 合併経過を記載した書面

- 11 合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面

- 12 合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

- 13 法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

- 14 その他参考となるべき事項を記載した書類

第23号様式（その3）（第16条関係）

農業協同組合（連合会）合併認可申請書  
（新設合併用）

年 月 日

大分県知事 殿

設立委員代表者  
住 所  
申 請 者 氏 名

印

新たに 農業協同組合（連合会）を設立したいので、農業協同組合法  
第65条第2項の規定により申請します。

1 設立しようとする農業協同組合（連合会）の所在地及び名称

2 合併する農業協同組合（連合会）の所在地及び名称

添付書類

1 理由書

2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）

3 合併契約書及び覚書の謄本

4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）

5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2  
項に規定する手続を経たことを証する書面

6 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による  
通知の状況を記載した書面

7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会  
までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併  
及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備  
に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含む  
ものに限る。）、組合員数（連合会にあつては会員数）、出資の総口数及  
び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類

9 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員  
会の議事録（謄本）

10 合併経過を記載した書面

11 法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

12 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二十四号様式中「議決」を「決議」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第24号様式の2（その1）（第17条の2関係）

農業協同組合（連合会）新設分割認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

設立委員代表者  
住 所  
申請者 氏 名

印

新たに 農業協同組合（連合会）を設立するので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

添付書類

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書類
- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

- 7 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所的位置を記載した書類
- 9 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 10 新設分割の経過を記載した書面
- 11 法施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）
- 13 その他必要な書類

**第24号様式の2（その2）（第17条の2関係）**

農業協同組合（連合会）新設分割認可申請書  
（法第70条の4に定める新設分割手続を行う場合）

大分県知事 殿 年 月 日

設立委員代表者  
申請者 住所 氏名

新たに 農業協同組合（連合会）を設立するので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

添付書類

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会（経営管理委員会設置組合にあつては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書類
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並

びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所的位置を記載した書類

7 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）

8 新設分割の経過を記載した書面

9 新設分割によつて新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面

10 新設分割組合の総組合員（推組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行つていないことを証する書面

11 法施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）

13 その他必要な書類

第二十五号様式中「第97条の2第3号から第5号まで」や「第97条」及び「添付書類」

※ 法第97条の2第3号の規定により子会社対象会社を子会社としようとする場合  
 「添付書類」及び「利益処分計算書又は損失処理計算書」や「株主資本等変動計算書」及び「株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有する」や「議決権を合算してその基準議決権数を

超えて取得し、又は保有する」及び「

※ 法第97条の2第4号又は第5号の規定により、子会社対象会社に該当する子会社の子会社でなくなつた場合若しくは子会社対象会社に該当しない子会社になつた場合

1 理由書

2 その他参考となるべき事項を記載した書類

回送式は社印のみの用紙である。

注 法第97条第4号又は第5号に該当する場合の添付書類は、1及び5とする。第三十四号様式及び第三十五号様式は次のとおりである。

や印

第34号様式（第28条関係）

農事組合法人一時理事選任請求書

年 月 日

大分県知事 殿

請求者 住 所 氏 名

印

下記のとおり理事が欠けたので、農業協同組合法第72条の22の規定により一時理事の選任を請求します。

記

- 1 請求に至るまでの経過の概要
- 2 生ずるおそれのある損害の内容
- 3 推薦すべき一時理事がある場合は、その者の住所、氏名、生年月日、職業及び略歴

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

職 業

略 歴

注 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第35号様式（第28条の2関係）

農事組合法人監事報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所 氏 名 報告者 所属する法人の 所在地及び名称

下記のとおり不当の事項を発見したので、農業協同組合法第72条の24第3号の規定により報告します。

記

- 1 不当事項の発見年月日 年 月 日
- 2 不当事項の概要及びその原因
- 3 不当事項に対する措置及び対策

第三十六号様式中「第72条の13第2項」や「第72条の29第2項」を削除。

第三十七号様式中「第72条の16第4項」や「第72条の32第4項」及び「第72条の8第1項第2号」や「第72条の10第1項第2号」及び「をした登録簿の謄本」や「に係る登記事項証明書」を削除。

第三十八号様式中「第72条の17第2項」や「第72条の34第2項」及び「議決」や「決議」及び「第72条の17第1項」や「第72条の34第1項」及び「第72条の12の2第1項」や「第72条の25第1項」及び「をした登記簿の謄本」や「に係る登記事項証明書」を削除。

第三十九号様式中「第72条の18第3項」や「第72条の35第3項」及び「をした登記簿の謄本」や「に係る登記事項証明書」及び「第72条の8第1項第2号」や「第72条の10第1項第2号」を削除。

第四十号様式及び第四十一号様式を次のように定める。

第40号様式及び第41号様式 削除

第四十二号様式中「第72条の18の10」や「第72条の44」及び「第72条の12の9第1項」や「第72条の25第1項」及び「をした登記簿の謄本」や「に係る登記事項証明書」を削除。  
第四十二号様式の二を次のように定める。

第42号様式の2（第38条の2関係）

農事組合法人の事業を廃止していない旨の届

年 月 日

大分県知事

殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

年 月 日 付 第 号で通知のありました休眠組合の届出に関する公告については、当該農事組合法人は事業を廃止していないので、その旨届出ます。



第四十二号様式の二の次に次の三様式を加える。

第 4 2 号様式の 3 (第36条関係)

農事組合法人継続届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

総会において、農事組合法人を継続する旨の決議をしたので、農業協同組合法  
第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 総会（総代会）の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

第 4 2 号様式の 4（第36条の 2 関係）

株式会社への組織変更届

年 月 日

大分県知事 殿

(組織変更後の組織)  
所在地  
届出者  
名 称  
代表者の職  
及び氏名



農業協同組合（連合会）・農事組合法人の組織を変更したので、農業協同組合法第73条の10の規定により届け出ます。

組織変更年月日

組織変更前の所在地及び名称

組織変更後の所在地及び名称

添付書類

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 組織変更の登記に係る登記事項証明書

第 4 2 号様式の 5（第36条の 3 関係）

一般社団法人への組織変更届

年 月 日

大分県知事 殿

(組織変更後の組織)  
所在地  
届出者  
名 称  
代表者の職  
及び氏名



農業協同組合（連合会）・農事組合法人の組織を変更したので、農業協同組合法第80条において準用する同法第73条の10の規定により届け出ます。

組織変更年月日

組織変更前の所在地及び名称

組織変更後の所在地及び名称

添付書類

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 組織変更の登記に係る登記事項証明書

第四十三号様式中	「摘要」欄は、次の事項を記載すること。	「営業規模及び主要品目」	に改め、同様式に注として
営業以外の職業		摘要	

て次のように加える。

注 「摘要」欄は、次の事項を記載すること。

- 1 認定農業者（法人にあつては、その役員）である場合にはその旨
  - 2 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に關し実践的な能力を有する者である場合にはその旨（「実践的能力者」と記載）
  - 3 農業協同組合法施行規則第七六条の二第一項各号のいずれか又は同条第二項各号のいずれかに該当する組合においては、同条第一項第一号イからリまでに掲げる者に該当する場合にはその旨
  - 4 農業以外の職業がある場合にはその旨
- 第四十四号様式中「第40条の2」を「第41条」に改める。  
 第四十六号様式中「議決」を「決議」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
 (信託規程の変更等に係る旧細則の効力)
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「改正法」という。）による改正後の農業協同組合法（以下「新農協法」という。）第十一条の四十二第三項の農林水産省令で定める事項に係る改正前の農業協同組合法（以下「旧農協法」という。）第十一条の二十三第一項の信託規程の変更若しくは同項の信託規程の廃止、新農協法第十一条の四十八第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一条の二十九第一項の宅地等供給事業実施規程の変更若しくは同項の宅地等供給事業実施規程の廃止若しくは新農協法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一条の三十二第一項の農業経営規程の変更若しくは同項の農業経営規程の廃止又は旧農協法第六十四条第二項の規定による組合（旧農協法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。）の解散の議決について施行日前に行われたこの規則による改正前の大分県農業協同組合法施行細則（以下「旧細則」という。）第三条、第八条若しくは第九条の承認又は第十四条の認可の申請は、それぞれ改正後の大分県農業協同組合法

施行細則第三条、第八条若しくは第九条又は第十五条の規定による届出とみなす。  
 (存続都道府県中央会に関する経過措置)

- 3 改正法附則第九条の規定によりなお存続するものとされる同法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会については、この規則による旧細則第三十六条から第三十八条までの規定は、その存続するものとされる間、なおその効力を有する。

~~~~~

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十八号

**大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

- 七 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項及び第七項の同意を得た計画に従つて同条第六項第一号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第八条の六第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（五年以内の据置期間を含む。）以内

第八条第九項中「第四条第三項ただし書第三号」を「第四条第三項第四号、第五号及び第七号」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）



林業・木材産業改善資金貸付申請書

|              |       |
|--------------|-------|
| 事務（再）委託機関受付日 | 年 月 日 |
| 振興局受付日       | 年 月 日 |

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付を申請します。

年 月 日

大分県知事 殿 申請書受付機関名

|     |              |      |        |    |    |  |
|-----|--------------|------|--------|----|----|--|
| 申請者 | 住所           | 〒    |        |    |    |  |
|     | ふりがな         | 電話番号 | 生年月日   | 年齢 | 職業 |  |
|     | 氏名（名称及び代表者名） | 印（ ） | 年 月 日生 | 歳  |    |  |

|       |      |      |        |    |    |  |
|-------|------|------|--------|----|----|--|
| 連帯債務者 | 住所   | 〒    |        |    |    |  |
|       | ふりがな | 電話番号 | 生年月日   | 年齢 | 職業 |  |
|       | 氏名   | 印（ ） | 年 月 日生 | 歳  |    |  |

|       |      |      |        |    |    |  |
|-------|------|------|--------|----|----|--|
| 連帯保証人 | 住所   | 〒    |        |    |    |  |
|       | ふりがな | 電話番号 | 生年月日   | 年齢 | 職業 |  |
|       | 氏名   | 印（ ） | 年 月 日生 | 歳  |    |  |
|       | 住所   | 〒    |        |    |    |  |
|       | ふりがな | 電話番号 | 生年月日   | 年齢 | 職業 |  |
|       | 氏名   | 印（ ） | 年 月 日生 | 歳  |    |  |
|       | 住所   | 〒    |        |    |    |  |
|       | ふりがな | 電話番号 | 生年月日   | 年齢 | 職業 |  |
|       | 氏名   | 印（ ） | 年 月 日生 | 歳  |    |  |
|       | 住所   | 〒    |        |    |    |  |
|       | ふりがな | 電話番号 | 生年月日   | 年齢 | 職業 |  |
|       | 氏名   | 印（ ） | 年 月 日生 | 歳  |    |  |

|         |     |         |         |         |
|---------|-----|---------|---------|---------|
| 振興局     | 振興局 | 担保物件の有無 | 担保物件の内容 | 公正証書の有無 |
| 事務委託機関  |     | 1 有     |         | 1 有     |
| 事務再委託機関 |     | 2 無     |         | 2 無     |

| 資金コード | 借り受けようとする事業費及び申請額 |    |      | 償還期間 | 据置期間 | 償還方法 | 第1回目償還期日 |              |      |  |  |  |
|-------|-------------------|----|------|------|------|------|----------|--------------|------|--|--|--|
|       | 種目                | 区分 | 事業内容 |      |      |      | 事業費      | 申請額          | (西暦) |  |  |  |
|       |                   |    |      | 円    | 千円   | 年    | 年        | 1均等年賦<br>2一括 |      |  |  |  |
|       |                   |    |      | 円    | 千円   | 年    | 年        | 1均等年賦<br>2一括 |      |  |  |  |
|       |                   |    |      | 円    | 千円   | 年    | 年        | 1均等年賦<br>2一括 |      |  |  |  |
|       |                   |    |      | 円    | 千円   | 年    | 年        | 1均等年賦<br>2一括 |      |  |  |  |
|       |                   |    |      | 円    | 千円   | 年    | 年        | 1均等年賦<br>2一括 |      |  |  |  |

|              |      |        |       |         |        |           |
|--------------|------|--------|-------|---------|--------|-----------|
| 改善資金の過去の借入状況 | 借入年度 | 貸付決定番号 | 資金の用途 | 総事業費(円) | 借入額(円) | 現在償還残額(円) |
|              |      |        |       |         |        |           |

- 注1 印鑑は登録印を使用すること。  
 2 連帯債務者又は連帯保証人を申請書の該当欄に記入できない場合には、継紙を用い割印をすること。  
 3 据置期間は償還期間の内数とすること。  
 4 添付書類  
 ・見積書及び設計書  
 ・申請者、連帯債務者及び連帯保証人の所得証明書  
 5 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則）

(裏)  
誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に  
利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第五号様在中

「(1) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」

「(1) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき。」

「(2) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」

第五号様在中 「60日」 や 「3箇月」 び 「異議申立て」 や 「審査請求」 び 「決定」 や 「裁決」 び び。

第 四 章

この規則は、公布の日から施行する。